

議案第11号

財産を無償で貸し付けること（グラウンド等用地）についての議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（平成24年3月19日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後			変 更 前		
1 財産の内容			1 財産の内容		
種類	所 在 地	数 量	種類	所 在 地	数 量

土地

鳥取市湖山町西二丁目
254番ほか68筆

44,412.47平方メートル

土地

鳥取市湖山町西二丁目
254番ほか29筆

23,205.46平方メートル